

外務省
令和３年度行政事業レビュー
(公開プロセス)
議事録

日 時：令和３年６月３日（木）
場 所：外務省２７２国際会議室

第２セッション
無償資金協力（一般文化無償資金協力）

岡野会計課長 それでは第2セッション、無償資金協力、一般文化無償資金協力を始めたいと思います。まずは担当部局より、事業概要の説明をいたします。

川瀬文化交流・海外広報課長 はい。文化交流・海外広報課の課長をしております川瀬でございます。お手元のパワーポイント資料に基づいて概要を説明させていただきます。まず、最初のスライド、1番ですが、この一般文化無償資金協力というのは無償資金協力の一類型でございますけれども、精神的な豊かさをもたらす文化・スポーツ分野の開発を推進するということで、人間中心の開発をし、質の高い成長とそれを通じた貧困削減の実現を目的とするものでございます。同時に、日本のソフトパワーなどの強みを生かした支援を行うことで、親日感情の醸成や対日理解の促進といった効果が期待できるという、外交政策上の観点も踏まえつつ実施しております。ここにありまして、以前は別なカタチで実施してきておりますけれども、現在は無償資金協力の中に統合されまして、この一類型として実施しております。従いまして、予算につきましても無償資金協力予算の内数ということでやっております、このための予算枠というのを設けているわけではございません。実施規模については、これ、機材供与案件と施設案件というふうに大きく二つに分けて考えておりまして、この機材供与案件については、例年5件程度を選んで調査をしているというようなカタチで選定しております。また、施設整備案件については数年に一度受けつけておりますが、数年に一度ぐらい要望があるというような規模感でございます。具体例としまして、ここにあるような文化施設の整備や機材供与、あるいは遺跡の修復、保存、活用のための機材供与であったり、スポーツ施設の整備やそれに関連する機材の供与、あるいはテレビ番組制作機材の供与といったことをやっております。ただ、あらかじめこういうカテゴリを設けているわけではなくて、これまでやってきた中で、大体こういう典型に落ち着いてきているというようなものでございます。スライドを1枚めくっていただきまして、事業の業務の流れをご説明いたします。これ、ODA案件ですけども、途上国からの要望聞き取りがありまして、始まりです。こういう要望に対して、現地のODAタスクフォースで検討をしまして、これがJICA事務所を通じて取りまとめということになります。東京でJICAがさらに検討したうえで、その検討結果を踏まえて、外務省のほうで国別の開発協力方針等も踏まえて、事前調査の対象案件を選定する。選定されました案件について、JICAがコンサルタント業者に委託をしまして調査を実施し、その調査結果に基づいてJICAが設計、積算方針を設定いたします。ここに至るまで妥当に進んでくれば、財務省との協議を経て閣議決定に至るというふうになります。この決定しました案件については、政府間の文書である交換公文と、JICAと相手国政府の間で結ばれる贈与契約というものが結ばれまして、ここで資金が相手国政府に渡ることになります。ここから先が実施段階になる。実施段階においては、JICAが支援するもとの、相手国政府が契約したことによって案件が進められるということになります。これが完工しますと、JICAによる事後監理が、その後、継続的に行われまして、そこから得られた教訓や好事例についてがその先の計画に生かされるというふうなことで、ここにPLAN、DO、PDCAのサイクルが書いてありますけれども、そういうようなカタチでPDCAを回しながら業務を実施しております。スライドの3番ですが、どういう案件を選定していくかということで、外務省とJICAを分けておりますが、外務省

側では、ここに書いてあるような ODA 案件としての意義を満たすものであればということと、相手国との関係はじめ、外交政策上の意義に勘案して判断いたします。JICA のほうでは、開発面の効果であったり、案件の持続性といった観点から評価をいたします。最後、事業効果ですけれども、こういうかたちで文化・スポーツ分野の支援を行うことで、開発途上国側では経済社会開発効果をもたらすということと同時に、二国間関係、親日感情の醸成や対日理解促進を通じた関係強化という、外交政策上の効果を狙っているところでございます。こういうことを実現するために、この案件実施の節目となるような式典であったりそういったときには、相手国のハイレベルな人物のご招待というようなかたちで参加を促している。あと、供与する施設や機材にはプレートだったりステッカー、そういったものをつけて、日本の協力案件であるということが見てわかるようにするというようなことに努めております。スライドの 4 番から 9 番については、今、申し上げましたように、経済社会開発効果と外交的視点からの評価について、案件の類型ごとにこのようなかたちでそれぞれ発言してきていますということを提示したものですので、詳細は割愛します。最後、スライドの 10 番ですけれども、事業実施の流れで説明いたしましたことですけれども、それを PDCA サイクルを中心に再整理しますと、こういうふうになります。特に CHECK 段階ですけれども、JICA のほうで事後監理を随時しておりまして、ここで、供与した機材や施設の活用状況であったり成果の発現状況を確認して、必要に応じたフォローアップをしてきております。それが ACT の段階になると、そういう事後監理の中から得た教訓であったり好事例であったりとかを次年度以降の要望調査に反映している。最後、スライドの 11 番。評価のほうですけれども、評価の作業は、これ、無償資金協力の一環として行っていることですので、無償資金協力の枠組みのもとで実施しております。その枠組みの中でいきますと、2011 年度以降、過去 10 年間で事後評価を実施した案件が 4 件になります。そのうち 3 件につきましては、総合的な評価は高いという結論になっているんですが、1 件、評価が低いとされているものがありまして、それについてはこの下にあるとおり、グアテマラの案件ですけれども、供与決定後に政権交代が起こった結果、人員配置や予算措置が十分になさなくて計画どおりの効果が発現しなかったというケースですので、これを教訓として、その後、ホンジュラスで行った案件では、人員配置や予算確保についての合意を取りつけるというような改善を行ったというケースがございます。その下には、そのほかの事後評価の対象以外のものについても、事後監理を通じてさまざまな教訓を得て案件を実施してきているということでございます。スライド 12 番以降は、過去 10 年分の案件実績について整理したものですので、個々の案件についての説明は割愛させていただきます。以上、私からの報告です。

岡野会計課長 次に、本案件を提出いたしました理由と、想定する主な論点についてご説明いたします。まず選定理由ですが、昭和 50 年度に創設されました文化無償資金協力と平成 12 年度に創設されました文化遺産無償資金協力、これを統廃合するかたちで平成 17 年度にこの一般文化無償資金協力が発足いたしましたして、そこから 15 年以上が経過いたしました。これを踏まえて、その意義、実施プロセスについて点検を行うことが有意義と考えられるため、今回取り上げさせていただきました。想定される論点でございますが、意義、目的に合致した効果が発現しているか、案件形

成、実施等のプロセスが効果的、効率的に運用されているか、こういった点をご議論いただければと思います。それでは質疑、議論に移りたいと思います。30分程度を予定しております。ご質問、ご意見等ございましたら挙手ボタンでお願いいたします。塚原先生、お願いします。

塚原委員 はい。ありがとうございます。事前にいろいろお伺いしたところから、評価の話がしっかり書かれていて、大変ありがとうございます。2011年以降に事後評価をしたのが4件ということなんですけれども、この4件という数字、何で4件だけなのか。これでどれくらいカバーされているのかということと、事後評価の実施有無だとか実施のタイミングですね。これ、どのように決められているのかというの、まずお伺いできればと思います。それから、そのあとの評価の中身を拝見して思っただけなんですけれども、各案件の評価を見ると、実施後、さまざまに活用されて、現地の高位高官の方から発信していただいたり、そういったことも含めて日本の貢献がしっかり認識されているように思われるものと、単に活用の頻度などが記されてるだけっていうものもあるように見受けられまして。設備、機材がしっかり活用されるということは第一歩だと思うんですけれども、それが親日感情ですとか政治経済的な関係強化につながってこそそのアウトカムかなというふうに思っていて、そこをどういうふうに調査するのかと。JICAによる事後監理は、やはり機材、設備の活用状況が中心だと思うんですけれども、本来のアウトカムとして親日感情ですとか関係強化につながっているかどうかという、こういった判断を外務省としてどのように行っていращやるのかという、このあたりをお伺いできればと思います。

川瀬文化交流・海外広報課長 お答えいたします。事後評価、どうして過去10年の中で4件かということでございますけれども、無償資金協力の中で事後評価の実施については、案件の規模に応じたかたちでの、規模に応じてどういうことをやるかということが大枠で決まっております、2億円以上の案件について事後評価を行うと。さらに、10億円以上の案件については外部評価を行うというかたちで実施しております。文化無償資金協力について言えば、2011年度以降実施したもののうち、その事後評価の対象になる規模に達しているものが過去4件であったということになります。そういう理由でもって、4件について事後評価を実施したということでございます。あと、評価の中で外交政策上の成果についてどう評価するかという点でございますけれども、おっしゃるとおり、この限られたスペースの中で外交政策上の評価として、何か成果として書けるとすると、そういう目立つような、案件として、要人の発言とかいうようなかたちに出てきたものというのを取り上げているわけなんですけれども。そういうことに限らず、日々の外交活動の中でこういう案件を実施する中で、相手国政府とのやり取りが非常に円滑になっていくというようなかたちでもありますので、それは、むしろ二国間外交全般の中でそういった効果が発現してくるというものですので、ちょっとこの一般文化無償資金協力1件の結果、こうなりましたという対応関係、なかなか書きづらいものがありますけれども、そういう各国との外交関係全般の中で評価されていくというようなことだろうというふうに思っております。

岡野会計課長 塚原委員、よろしいですか。

塚原委員 はい。大丈夫です。

岡野会計課長 はい。続きまして、挙手順に三苦委員、宮本委員でお願いいたします。まず三苦委員からよ

ろしくお願いします。

三苦委員 はい。三苦でございます。ご説明ありがとうございます。では、私からは2点お伺いしたいと思います。まず一つ目はアウトカムに関係するところなんですけれども、説明資料の中で、案件を選定する際の評価基準というところで、外務省さんと、それから JICA さんでそれぞれ基準が書かれてるんですが、このうちの外務省側のところで、先ほど、塚原委員からのご質問にもちょっと出てきていましたけれども、親日感情の醸成や対日理解促進を通じた相手国との関係強化という側面という外交政策上の成果も、観点も入れて選定してるということになっておりますけれども、これについて、今いただいている資料だと、あまりその点についてどういう改善があったのかっていうのがわかりにくい。ちょっと先ほどのご説明の中でも、この1個の案件をやったから親日感情が改善しましたというようなものではありません。それはそうなんだろうと思うんですけれども、そうはいっても、それを言ったら何の評価もできないので、何らか、こういう効果がありましたよっていうことが言えるような工夫ができないかというのが一点です。それから、ちょっとこれにも関係するんですが、この事業についてはかなり長期間、前身になる事業から考えると45年ぐらいですか、もうやっているということです。と伺ってます。そうだとすると、やってる中で、やはりそれぞれの時期において中期的な目標っていうのもあってもおかしくないような気がして。例えば、これから5年間なら5年間で、こういう事業について重点的にお金をつけていきましょう。あるいは、これから5年間はこの地域について重点的にやっていきましょうというような計画があってもよさそうなんです。今頂いている資料から見ると、そういうのは伺われず、むしろ途上国側のニーズを吸い上げて、毎年毎年、くるくるPDCAを回しながら案件選定してるというご説明になってるように思います。もちろん、途上国側のニーズをしっかり吸い上げるということは重要なんですけれども、やはりお金を出す側からもうちょっとプッシュして、こういうことが日本としてできますよというふうな宣伝の仕方をしながらプロジェクトを進めたほうが、トータルとして、何を、何のためにこの事業をやってるのかっていうのが外部から見やすくなるし、自分たちの評価もしやすくなるんじゃないかと思うんですけれども、このあたりについてどういうふうにお考えになってるのかということも併せてお伺いしたいと思います。

(間)

川瀬文化交流・海外広報課長 ありがとうございます。まず1点目の外交政策上の成果をどのように見せていくかという点でございますけれども、ご指摘は非常にごもっともだと思います。そういう中で、我々なりに、じゃあどうやったら外交面で役立っているということを見せられるだろうかということで、今回の資料でも、実際、案件を実施したことに対して、相手国の要人がこういうかたちで評価しているということが、それは発言であつたりとか、そういう案件を実際見に行くとか、あるいは何か日本が、要人が訪問した際にそういったものの視察を組み込むとかというようなかたちで、まさに相手国の要人との関係構築に役立った事例であつたりとか、外交上のオケーションに役立てることができたというような事例をピックアップしてご紹介したということでございますので、そういうようなことを、いろんなそういう場面場面で、よりわかりやすく伝えて

いくというようなかたちで、それは、かつ、この一般文化無償資金協力の文脈でそういったことをきちんと説明していくということが必要なのかなというふうに、今伺っていて感じたところでございます。あと、2点目、こういうことが日本としてできるという、こちら側なりのプライオリティなり中長期的な計画なり、あってしかるべきではないかというご指摘についてですが、今の案件の実施の方針というのは確かにご理解のとおりで、これ、ODA 全般そうですねけれども、要請主義ということで、相手国のオーナーシップを尊重しながら、実施していくというのが日本 ODA のスタイルでもございますので、その大きな枠組みの中で、要請からスタートして案件の検討するわけですが、当然、案件の検討をする中では、その国に対して、今、各国ごとに、国別の開発中期計画、国別援助方針を作成しておりますので、この国に対して日本はこういうプライオリティを持ってやっていくのだという、ODA としての全体方針。ですので、そういうものに合致したかたちで、今はこの国に対して ODA の文脈ではこういうことをやっていくんだと、そういう中で、今、この国に一般文化無償資金協力を実施するのが適当かという観点でまさに判断していきますので、そういう意味では、文化無償資金協力という枠組みの中でプライオリタイズするというかたちでは必ずしもないんですけれども。国ごとに見たときには、その国に対して ODA をやる中で、あるいはその二国間外交の中で文化無償をやることの意義という観点で案件を採択していくというようなかたちで、われわれとしては考えながらやってます。

三苫委員 ご説明ありがとうございました。

岡野会計課長 続きまして、宮本委員、伊藤委員の順にお願いします。宮本委員、よろしくお願いします。

宮本委員 はい、宮本です。よろしくお願いいたします。私も事後の評価の件についてなんですけども、先ほどのお話で、JICA の基準というか2億円以上は事後評価をされるということで、それはそれが一つのルールでいいと思うんですけども、そうすると、2億円っていうので、そこで客観的な数字があるので、そこで何か事後評価自体が漏れるっていうリスクはそんなないのかなと思うんですけども、2億円以下のものについて、先ほどだと事後監理という言葉、使われたと思うんですけども、その事後監理がすべての案件できちんとされてるかどうか。その辺の網羅性と、あとその事後監理が案件によって一定の水準が保たれてるかどうか、案件によってレベルの差がないかどうかという、そういう質の面。そういったものの担保って、何か仕組みがあるのでしょうか。そこをところを教えてくださいたいと思います。

高橋 JICA 企画部次長 宮本先生、ありがとうございます。JICA でございます。今のご質問の件、事後監理についてどのような品質管理がなされてるかということについてお答えいたします。まず、お話ありましたように、2億円未満の案件につきましては事後評価の対象ではないんですけれども、これまでの JICA のさまざまな分野の経験も踏まえて、適切な案件を作る事前調査のところ、この案件の妥当性と有効性の確認を行うとともに、案件が終わった段階、それから終了したあと1年後、3年後、5年後を重点期間としまして、それぞれのタイミングで、これは、われわれの在外拠点、在外事務所が事後監理というかたちで供与した物品、資機材がしっかりと使われているかどうか、当初予定してた効果を上げているかというところの確認をいたします。これ、定期的に1年後、3年後、5年後というかたちでやっていくということで努めております。その結果

につきましては、本部のほうでも、その時期時期にしっかりやってるかということをモニタリングしておりまして、その情報を吸い上げて、それが将来の案件の教訓に跳ね返ってくるということで、現在のほうは実施しているところです。以上になります。

宮本委員 はい、ありがとうございます。実際、案件を見ますと、2億円未満のものがほとんどなので、やはり事後監理、非常に重要だと思います。そういったかたちで、今後も留意して続けていただければと思います。以上です。

岡野会計課長 続きまして、伊藤委員、青山委員の順にお願いいたします。

伊藤委員 伊藤です。よろしくお願いいたします。まず、事実関係で教えていただきたいんですが、この文化無償資金は施設型と機材型になっていますが、これはどちらもハードだという認識でよろしいんですか。最終的には何かしらの資機材を供与するという考え方でよろしいでしょうか。

川瀬文化交流・海外広報課長 左様でございます。ソフトコンポーネントは含まないかたちでやっております。

高橋 JICA 企画部次長 すいません。案件の目的に応じて、ソフトコンポーネントを含むことがございます。一部の案件なんですけども、大きな施設ものの案件ですとか、例えば今、実施してますジェリコの遺跡の保存の案件。こちらにつきましては、完成して引き渡したあと、しっかり彼らが温度管理とかをしながらタイルの保存ができるようにするとか、清掃活動をしてきちっとメンテナンスが、きちっとできるようにするとか、そういった必要な技術指導のソフトコンポーネント、これは無償の一部として供与するということをしております。以上です。

伊藤委員 今のお答え、とっても重要だなと思ってまして。なかなか、ハードだけになってしまうと、例えば、ページ数は忘れちゃいましたけど、日本語支援のための機材を支給をしている。例えば、この機材だけではすぐに日本語の教育にうまく結びつかないから、スタートアップのところで日本人が入っていく。その日本人が一緒になって、先生も一緒に教育をしていくというような、これは多分、ハードとソフト両面の支援ということは、きっとこの間もいろんなニーズがあったのではないかなと思うんです。今のお答えでいくと、それはまさに目的によりけりで、そういうソフト面も対象になり得るということになりますか。確か2ページ目でしたっけね。人件費は対象外ってなってる、遺跡の発掘のところは対象外ってなってる場所もあったかなと思うんですが、これは案件によりけりというふうに捉えてよろしいでしょうか。

高橋 JICA 企画部次長 ありがとうございます。JICAですけども、おっしゃるとおり、先方がしっかりと受け止めて、彼らの能力、人材開発というものについては、そういったものはソフトコンポーネントに加えませんが、真に必要なものについては、これはこの中の一部として実施するということをやっておりますし、それから、今ありました JICA のほかの協力形態、JICA の青年海外協力隊ですとかそういったものは、この日本語教育とかでは非常に連携しておりますし、テレビ局の教材開発のところでも日本語の、すいません、協力隊のほうは理数科教育の関係でいろんなところでインプットをしたりとかしております。それから、まさにこのヨルダンのペトラ遺跡等については、関連する技術協力プロジェクトが複数動いておりまして、現在も専門家が4名入って、観光開発全体のマスタープランを作るということで、今、案件が始まっていますけれども、こう

いったところの中にこの無償をしっかりと位置づけて、大きなインパクト出してというようなことを取り組んでいるとこでございます。川瀬 補足いたしますと、特に日本語ということだと、国際交流基金による支援金もありまして、国際交流基金は機材の供与は行っておりませんけれども、教師に対する研修であるとかそういったことは実施しておりますので、そういうようなかたちで、この一般文化無償による支援と国際交流基金による支援を組み合わせるというようなこともございます。

伊藤委員 ありがとうございます。これは別に、個別個別でだいぶ違うということは承知の上なんです、私がいる組織で今、NGO 連携無償資金を受けていて、一般的な考え方として、どうしても資機材の供与を目的としたときに、どこまでを、ソフト面の部分を対象にするかというのはなかなか線引きが難しいなということを、受けてる立場として感じてるところがありまして。その意味では、最初にお答えをいただいた部分、何を目的としているかという観点を重視していただけるかどうかというのは、これ多分、受ける側としても非常に大きいのではないかなというふうに感じました。私からもう一点だけ。先ほど三苫先生からもお話があった、この案件の選定において、基本的には相手国のニーズに基づく。ただし、ODA 全体の中で国別援助計画であったりとか二国間関係、そういったものを勘案しながらということになるのかなと思っているんですが、やっぱりその大きい考え方と、実際にこれ、文化無償資金、やっぱり一個一個は非常に細かい案件になってくるので、私の実感でいくと、やっぱりそこは必ずしも結びついてというよりは、やっぱり基本は相手国のニーズに基づくものではないのかなというふうに感じているんです。ただ、小さい案件であっても、外務省本省であったり大使館、領事館の中で、今、こういうことをやりたいという部分っていうのは結構、私、あるんじゃないかなということを、これまでお聞きしていて感じるころがありまして。今、なかなかそういうスキームになっていないのではないかなという、私は認識を持っているのですが、もし違いがあれば教えていただきたいんですが、いかがでしょう。

川瀬文化交流・海外広報課長 どういう案件を選定していくかというのは、相手国のニーズもあり、日本としてのその国に対する ODA のプライオリティがある。それがミートするところで案件が作られているというような意味では、どっちが優先かっていうことでも必ずしもないんだと思うんですけども。ただ、やはりこういう、額は小さいですけども、こういう文化分野での協力というのが相手国の、ある意味、こんな言い方したらあれですけど心に響くところというのはやはりあって。例えばその国を代表する遺跡であったりとか、そういうものの保存に日本が協力しますということは、額は必ずしも大きくなくても、やはりナショナルプライドみたいなものにかかわるところもありますし。あるいはメディアの発展というところであれば、やっぱり国造りという意味では大きなインパクトを持ちますので。そういう意味で、そういうところに対する協力というものをやっていくということの外交面でのニーズというのは、やはり大きいだろうというふうに思います。こういったものをやりたいという話というのは、当然、在外公館などからは要望としては強く寄せられております。

伊藤委員 ありがとうございます。私、ちょうど 3 年前だったかに、外務省の中での ODA の在り方審議会で

座長をやっていたこともあって、その中の言及の中にも、外務省としての意思をどのように、この個々の案件の中に伝えていくかということを指摘をしたなという記憶がありまして。今、お話しいただいたようなことが、これ、もしかしたら ODA の、よくいわれる成果の見える化のところにつながるのかもしれないですけど、うまく見えていくと、よりよくなるなというふうに感じました。以上です。

岡野会計課長 続きまして、青山委員、お願いいたします。

青山委員 はい、青山でございます。先ほどからお話にありますように、本文化無償資金協力も無償資金協力の一つでありますので、私個人的には事後評価の仕組みとか、あと事後監理の在り方については今のままで十分というか、十分機能を果たしているのではないかというふうに考えております。ただし、無償資金協力に限って言いますと、やはり 2 億円以下の案件が多いと。で、2 億円から 10 億円についても過去 10 年では 4 件しかないということです、今後もこのセグメントシートのようなもので評価をしていくのであれば、このアウトカムのところにはさらなる工夫が必要かなというのが一点あります。今は 80% を目標値としていますが、お話、今ありましたように、ということは 10 億円以上の案件を想定してるということなので、何らかの事後監理のスキームを評価につなげる工夫ができないかなというふうに考えております。あと、アウトカムとは関係ないんですけども、本事業を評価するにあたっては、事業完成後の事業そのものもありますけれども、それに至る過程、案件形成の過程が効率的、効果的に行われていたかというところも重要になってきていると思います。これにつきましては、過去 10 年間の実績で見るしかないんですけども、なかなかその点についてはわかりづらい部分があると思います。なので、全体感として、この辺で特に支障が出た案件はないですかというところを一点お伺いしたいのと、直近の案件で言いますと、かなりの割合で新型コロナウイルス感染拡大の影響により遅延ありとなっていますが、これについて、将来的にですけれども、本質的な根本的な問題が生じるような案件はないかというところの、これも感触になってしまうかと思うんですけど、僕から一点お伺いしたいということでございます。よろしく申し上げます。

高橋 JICA 企画部次長 JICA からお答えさせていただきます。まず、案件の形成段階、調査段階におきまして、今回のコロナ禍において、我々といたしましても、昨年分、調査実施分といたしまして検討していた案件が、やはり 1 年弱ほど遅延することになりました。当初であれば、昨年の初夏ぐらいを目処に調査を開始する予定だったものが、今年の 3 月に初めて現地に調査行けるというような状況になっておりまして、それから、ただ、順次、渡航再開の状況に合わせて、現地の状況に合わせて渡航再開をしているところでございます。現地に入れた案件につきましては、通常行っている調査と同程度の調査は実施できておりますので、調査に行けなかった期間、遅れたぶんをそのまま後ろ倒しにして、引き続き、順調に調査を進めて行きたいというふうに考えております。

林 JICA 資金協力業務部次長 続きまして、JICA より実施中の案件につきまして、いくつかご説明を申し上げます。先ほどご指摘いただいたとおり、特に昨年の 3 月からコロナ禍ということで、案件が、特に遺跡案件、溜まっているというものがございます。例えば、この資料の 5 ページのとこ

ろにあるパレスチナのジェリコ・ヒシャム宮殿。これは昨年の3月から今年の1月いっぱいまでとなっておりました。また、13ページのところにございますが、一番上になりますが、コンゴ民の柔道スポーツ施設、これにつきましても、昨年の3月から今年の2月中旬までとなっていたというところがございます。当然のことながら中断期間中は、その中断してるもの、例えば錆が出ないようにとか色んな養生をする必要もございますし、その間の人の確保どうするんだとか、そういったいろんな問題がございますので、そういったこともどれぐらいの費用がかかるのか、あとは当然のことながら、再開にあたってコロナの防疫対策もしなければいけません。その辺も受注された業者さん、それからコンサルタントさんと相談しながら対策を取りまして、そのうえで、先ほど申し上げましたとおり、1月、2月再開というかたちに至っております。また、4ページのところにあるガーナ、放送機材につきましては、これは昨年、据えつけができないということであるんですが、これにつきましては昨年の11月中に据えつけを全部終わらせてまして、12月から機材が使えるようになりました。この結果、こちらの下の方にも書いてありますとおり、12月の大統領選に係る放送に活用されたというふうに認識しております。以上です。

青山委員 以上のお話を伺いますと、中断はしているけれども、収束の程度に合わせて今後、特に挽回すべく進めていくということで理解してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

岡野会計課長 続きまして、仲野委員からメールで質問をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。国別援助計画という国別の、いわば縦割りの方針を設定している一方で、例えば文化なら文化というように、いわば横串の方針を設定していない理由についてお伺いしたいということです。この国別援助計画は、多分、正確には国別開発協力方針というものと思います。回答をお願いします。

川瀬文化交流・海外広報課長 そもそも、一般文化無償資金協力の実施規模自体が、年間、機材供与案件として5件程度採択しているというぐらいの規模であるということで、これがもっと数が多ければ、あらかじめ計画したものに基づいて実施していくということもあるとは思うんですけども、これぐらいの規模ですと、各国から集まってきた要望の中で、やはり案件実施の意義であるとか、国別に検討した際のといったものをより中心に検討していくということのほうが、規模との関係ではより有効なアプローチというふうに今のところは考えておりまして。そういうこともあって、今、この形態で実施しているということでございます。

岡野会計課長 今回の回答の前にいただいたご質問なので、ちょっと重複するかもしれませんが、仲野委員から二つ目のご質問として、例として1カ国を選んでいただき、その国の国別開発協力方針において、どのようなコンセプトで一般文化無償資金協力の案件を選定しておられるのかお伺いしたいということです。

川瀬文化交流・海外広報課長 ちょっと今、手元に実施した国の国別開発協力方針を明記しているものはありませんので。具体的に説明することが。

高橋 JICA 企画部次長 すいません。JICA のほうから一点、伝えられることがあれば。例えば、お手元の資料の、スポーツの案件があったと思います。パラグアイの、6 ページ目のスライドですけれども、パラグアイで平成 27 年に行いましたこのスポーツ訓練センターとございますが、こちらに

つきましては、国別援助方針の中で定めました貧困層の生計向上並びに社会サービスの充実を通じて、大きな問題の格差の是正と、それを通じた持続的な経済と社会開発を行っていくというようなものを、この国別の方針として掲げておりまして。この中で、このスポーツが持っているような可能性に着目して、こういった案件の作成と採択が行われたという理解でおります。ご存じのように、スポーツにつきましては非常に多面的な価値を持っておりまして、スポーツ・フォー・トゥモローに掲げられますような、あらゆる性別、年齢、地域の差を越えた人々が誰でも参加できるというところで、権利を発揮する場であるとか、やはりスポーツを通じてインクルーシブな開発という観点で、障害を持たれた方ですとか、女性の方とか、社会的弱者の方とか、あるいはいろんな国でやってますけど、部族間の紛争とかが絶えないような国で、いろんな人たちが集まってスポーツ大会を開くとか、そういうことで国民の融和を図ったりということ、こういったいろんな多面的な開発の観点でも、いろんな、JICA も取り組み、行っていますけれども、そういった延長線の中で、このパラグアイの案件についても採択され、実施をされ、今、現場のほうでもそういった活動が広がっているという理解でおります。以上でございます。

岡野会計課長 そろそろ質疑、議論で 30 分が過ぎようとしておりますが、もし何かほかにございましたら、挙手ボタンでお願いいたします。よろしければ、質疑、議論はここで一旦終了とさせていただきます。有識者の委員の方々におかれましては、評価とコメントの記入を始めていただくよう、お願いします。終わりましたら、事務局メールアドレス宛にご送付お願いいたします。先生方の票数とコメントの集計取りまとめの準備をいたしますので、インターネット上で傍聴されている方は、しばしお待ちいただくようお願いいたします。

(中断)

青山委員 はい、青山でございます。取りまとめ案がまとまりましたので、報告させていただきます。集計結果といたしましては、現状どおりが 1 名、事業内容の一部改善が 4 名、廃止が 1 名でございます。コメントを要約いたしますと、まずは案件がほとんどが 2 億円未満だということですので、事後評価の対象外となっていることから事後監理の在り方が重要となっているので、その辺を留意してほしいということ。これは体裁の問題ですけれども、過去 10 年の実績において、評価欄の評価がいつの時点の文章なのかと。いつの時点の評価かわからなかったという意見がございました。アウトカム指標は、今のも関連するんですけど、さらなる工夫が必要であるということと、二国間外交政策のより明確なひもづけ、それに応じて具体的なアウトカムを設定したうえで、案件形成の流れができるかという意見はいただいています。あとは案件の選定候補とのからみで、施設型、機材型ともにソフト面も対象となることを明確に明示することで、個々の案件の効果がさらに高まるのではないかとということと、開発方針と相手国ニーズの双方を勘案して案件が選定されているが、より外務省の意思を見せることで、選定されている国、案件への説得力が出ると考えるという意見をいただきました。あとは、事業全体として見た場合のまとまりが欠けているのではないかと意見をいただきました。厳しい言い方をすると、日本国民から見ても、資金協力を受ける途上国から見ても、何を基準に資金がついたのか、つかない

かったのがわかりにくいし、小さな案件が積み重なっているだけのようにも見えてしまった。見せ方の問題でもあるが、例えば事業内において途上国におけるスポーツ機材の充実化プロジェクトとして、5年後にはスポーツ資機材の供与をどの地域に、何カ国行うかといったような、中期的な目標を立てる。途上国にも、そのプロジェクトの一環として資金供与であると説明すると、案件選定基準もわかりやすいのではないかという意見をいただいております。あとは、これ、意見というよりは期待ということもありますが、コロナウイルス感染症によって中断した案件についても、収束度合いに応じて順次進めていただきたいということと、政策の意義としては、わが国が政府開発援助をツールとしてどのような外交方針を推進しようとしているのかという全体的なビジョンが提示されておらず、実施している案件を抽象的に正当化するにとどまっているという意見。あと、厳しい状況の中で、本事業に血税を費やすだけのアカウンタビリティを果たしたとはいえないという、最後になってしまいますが、厳しい意見もいただきました。取りまとめ案ですが、現状が1、事業内容の一部改善が4名で、廃止が1件あるんですけれども、廃止の1件については、事業そのものというよりか全体的なビジョンが提示されておらず、現在実施している案件を抽象的に正当化するにとどまっているということで、方針の問題にふれている部分もあります。現状の事業がどうこうという話もそうなんですけれども、ちょっと事業の見直しというところまでは踏み込んではいないような気もいたしますので、私としては多数のご意見であります事業内容の一部改善を本事業の結果といたしたいのですが、いかがでしょうか。

岡野会計課長 ただいま取りまとめでいただきました評価結果及びコメントにつきまして、ご意見がある方、挙手ボタンでよろしく願いいたします。

(間)

岡野会計課長 特にないようですので、このセッションの取りまとめは以上のようにさせていただきたいと思います。これにて第2セッションを終了いたします。どうもありがとうございました。続きまして、次のセッションに移ります。説明者交代いたしますので、しばらくお待ちください。